

# 流域委員会の運営について

## 情報公開について（案）

### （主 旨）

土岐川庄内川流域委員会規約第5条に基づき、情報公開に関し必要な事項を定めるものです。

### （公 開）

会議は原則として公開とします。ただし、個人のプライバシーに関わることや、特定の野生動植物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部又は全部を非公開とすることができます。非公開にする内容については、委員長が決定します。

### （傍 聴）

会議の傍聴に関しては、別途「傍聴にあたってのお願い」を定めるものとします。

### （記 録）

- ・ 会議の記録は、議事記録（速記録、議事抄録、議事要旨）とニュースレターとし、事務局が作成し、公開資料とします。
- ・ ニュースレターの発行は事務局が行うものとします。

### （取 材）

会議の円滑な進行のため、撮影用ライトを用いた会議風景の撮影は原則として冒頭の委員長の挨拶までとし、「傍聴にあたってのお願い」で定めたことの範囲内での記録は構わないものとします。

### （情報の提供方法）

- ・ 開催案内などの情報提供については庄内川河川事務所ホームページ、中部地方整備局記者クラブへの資料配付等にて行います。
- ・ 会議の配布資料は、会議会場でのみ配布します。また、配布資料は庄内川河川事務所での閲覧や庄内川河川事務所ホームページ上にて公開します。
- ・ 会議の記録は、庄内川河川事務所ホームページやニュースレター等を通じて公開します。ただし、速記録は庄内川河川事務所での閲覧のみとします。